

経済産業省委託事業

ASEANにおける知的財産案件ADR  
(裁判外紛争処理)に関する調査報告書

**2013**年**4**月  
日本貿易振興機構  
バンコク事務所  
知的財産部

協力  
**ATMD** バード&バード法律事務所

# フィリピン

## 一般的な ADR 制度

### 1. 一般的な ADR 制度と構造

フィリピンにおけるADR制度は確立されており、法廷手続きの全ての段階においてADRサービスを提供している。<sup>118</sup>事実上フィリピンはASEAN内、控訴裁判所レベルにて当事者がADRオプションを利用出来る唯一の国だ。<sup>119</sup>

## 仲裁

フィリピンには2つの仲裁制度が存在する。

フィリピンにて国際仲裁は共和国法 9285 号によって定められており（“2004年ADR法”）2004年4月より効力を有した。フィリピン国内の仲裁は共和国法 876 号によって定められており、2004年ADR法第5章によって修正された。国際仲裁用の2004年ADR法は実質上UNICITRALモデル法を模範としている。<sup>120</sup>

国際仲裁と国内仲裁は2つの異なる法令によって定められているが、2つの法令間に大きな相違はない。何故なら UNICITRAL モデル法規制の一部が以後 2004 年 ADR 法によって 1953 年法に取り込まれたからである。

フィリピンにて仲裁に適用されるその他特定の規制:

- (a) ADR特別法廷規則<sup>121</sup>; および
- (b) 2004年ADR法実施規則と規制<sup>122</sup>.

---

<sup>118</sup> Getting the Deal Through を概見, *Mediation in the Philippines*, オンラインにて <<http://www.gettingthedealthrough.com/books/54/jurisdictions/111/philippines/>> (2013年2月20日にアクセス) [*Getting the deal through*].

<sup>119</sup> PMC, *Mediation in Court of Appeals*, オンラインにて<<http://www.pmc.org.ph/mediation-in-the-court-of-appeals.htm>> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>120</sup> 2004年ADR法の重要点のディスカッションを参照するには UST Law Review, *Alternative Dispute Resolution in the Philippines*, オンラインにて <[http://ustlawreview.com/pdf/vol.LI/Alternative\\_Dispute\\_Resolution\\_in\\_the\\_Philippines.pdf](http://ustlawreview.com/pdf/vol.LI/Alternative_Dispute_Resolution_in_the_Philippines.pdf)> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>121</sup> ADR 特別規制のコピーはオンラインにて入手可能<[http://www.pdrci.org/web/wp-content/uploads/2012/04/adr\\_rules.pdf](http://www.pdrci.org/web/wp-content/uploads/2012/04/adr_rules.pdf)> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>122</sup> 2004年ADR法実施規則と規制のコピーはオンラインにて入手可能<<http://www.pdrci.org/web/wp-content/uploads/2012/04/IRR-ADR-Act-of-2004.pdf>> (2013年2月20日にアクセス).

フィリピンは 1967 年にニューヨーク条約の加盟国となった。しかし、商業性及び相互関係的制限を加入の際定めた。<sup>123</sup>

フィリピンには主に 2 つの仲裁組織／団体が存在する:

(a) フィリピン紛争解決センター(“PDRCI”)は、民間部門によって規制された仲裁にて重要な役目を担っている<sup>124</sup>; および

(b) 法務省ADR局(“DOJ ADR局”)は、公共そして民間によるADRの利用を促進している<sup>125</sup>.

その他特筆すべき仲裁組織／団体は:

(a) 仲裁者公認協会フィリピン支部、東アジア部門<sup>126</sup>; および

(b) フィリピン仲裁者協会(“PIArb”), フィリピンにてADRの手段として仲裁を促進する学識のある団体<sup>127</sup>.

### 調停<sup>128</sup>

アドホックあるいは制度上に関わらず志願調停は 2004 年ADR法によって定められている。<sup>129</sup> しかし 2004 年ADR法は、フィリピン調停センター(“PMC”)とフィリピン司法学会(“PHILJA”)を通じて、フィリピン最高裁判所より実施された、裁判所付属調停(“CAM”)には適用されない。<sup>130</sup>

CAM は 2001 年 10 月 16 日フィリピン最高裁判所によって公布されたA.M. 01-10-5-SC-PHILJA号決議案(2001 年決議案)によって定められている。<sup>131</sup> この決議案は、CAM 及び他のADR機構用の最高裁判所の構成部としてPHILJAを指定した。更に、マニラ首都圏、セブ首都圏そしてダバオにある全ての裁判所にPMCの設立を指定した。<sup>132</sup>

---

<sup>123</sup> UNCITRAL, *New York Convention Status*, オンラインにて

<[http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral\\_texts/arbitration/NYConvention\\_status.html](http://www.uncitral.org/uncitral/en/uncitral_texts/arbitration/NYConvention_status.html)> (accessed on 20 Feb 2013). Hwang & Lee, を概見 “Survey of South East Asian Nations on the Application of the New York Convention” (2008) 25 J. Int. Arb. 6.

<sup>124</sup> PDRCI, オンラインにて<<http://www.pdrcl.org/>> (2013 年 2 月 20 日にアクセス).

<sup>125</sup> DOJ, *Office for ADR*, オンラインにて <<http://www.doj.gov.ph/office-for-alternative-dispute-resolution.html>> (2013 年 2 月 20 日にアクセス).

<sup>126</sup> CIArb, オンラインにて <[http://www.ciarbasia.org/en\\_branch.php](http://www.ciarbasia.org/en_branch.php)> (2013 年 2 月 20 日にアクセス).

<sup>127</sup> PIArb, オンラインにて<<http://philippinearbitrators.org/Home/About%20the%20Institute>> (accessed on 20 Feb 2013).

<sup>128</sup> フィリピンの調停に関する情報はオンラインにて入手可能

<[http://www.congress.gov.ph/download/researches/rrb\\_0302\\_1.pdf](http://www.congress.gov.ph/download/researches/rrb_0302_1.pdf)> [Congress].

<sup>129</sup> *Getting the deal through*, 脚注 118.

<sup>130</sup> Ibid. PMC も参照, オンラインにて <<http://www.pmc.org.ph/>> (2013 年 2 月 20 日にアクセス).

<sup>131</sup> Congress, 脚注 128. Bar Council を概見, *Perspectives on Court-Annexed Mediation in the Philippines*, オンラインにて

<<http://barcouncil.org.my/conference1/pdf/4.PERSPECTIVESONCOURTANNEXEDMEDIATIONINTHEPHILIPPINES.pdf>> (2013 年 2 月 20 日にアクセス).

<sup>132</sup> Congress, *ibid.*

2011年1月11日、更にフィリピン最高裁判所はCAMと司法紛争処理（“JDR”）の適用範囲を拡張する為に、新指針を認可した（“ガイドライン”）。<sup>133</sup> ガイドラインは、A.M. No.11-1-6-SC-PHILJA（2011年決議案）を通じて発行された。<sup>134</sup> JDRは最近フィリピンの司法制度に導入されたADR機構となった。<sup>135</sup> CAMが不成立しなかった場合、斡旋者、中立的評価者そして調停者として勤める裁判官の元へ寄せられる。

ガイドラインは司法手続きを2段階に分ける、すなわち：

- (a) 苦情申立てより公判前のCAM及びJDRの実施迄
- (b) 公判前より公判及び判決迄<sup>136</sup>

CAM及びJAMいずれにおいても、裁判所もしくは当事者は、法的手続き中に出廷をしないあるいは攻撃的な言動を行う当事者に対し、制裁を与えることが出来る。<sup>137</sup> 問責、叱責、侮辱、もしくは不在当事者に対し出廷当事者側の出費3倍迄の賠償を制裁に含むことが出来る。<sup>138</sup>

CAM及びJDRに付託することが出来る判例は以下を含む：

- (a) 全ての民事判例、略式手続き規則範囲内の財産解決や判例（例として：負債の取り立てに関する判例、アパートテナント追い立て、家族内相続紛争）
- (b) 同バラングイの近所間における土地をめぐる紛争等の、バラングイ司法制度下の和平委員会によって裁判権内の判例
- (c) 空手形により返済された負債を含む反空手形法の民事的側面
- (d) 自動車損害もしくは乗客あるいは通行人に傷害与えた、不注意による自動車事故等の準違反行為の民事的側面<sup>139</sup>

CAMとJDRに加え、フィリピンは控訴裁判所調停を提供している（“ACM”）。これは、高等裁判所内の調停プログラムであり、下級裁判所におけるCAMの系である。<sup>140</sup>

上記に見られた様に、フィリピン調停センター（“PMC”）とフィリピン司法学会は（“PHILJA”）はフィリピンの鍵となる調停団体であり、裁判所が付託そして裁判所関連の調停判例の指定センターでもある。

<sup>133</sup> PDRCI, *The Revised Rules on Court-Annexed Mediation and Judicial Dispute Resolution (Part I)*, オンラインにて <<http://www.pdrci.org/2011/09/18/the-revised-rules-on-court-annexed-mediation-and-judicial-dispute-resolution/>> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>134</sup> ガイドラインのコピーはオンラインにて入手可能  
<<http://oca.judiciary.gov.ph/issuances/circulars/OCA%20Circular%20No.%2051-2011%20with%20attachment.pdf>> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>135</sup> JDR ガイドのコピーはオンラインにて入手可能  
<[http://pmc.judiciary.gov.ph/downloads/JDR\\_Guide.pdf](http://pmc.judiciary.gov.ph/downloads/JDR_Guide.pdf)> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>136</sup> PDRCI, *The Revised Rules on Court-Annexed Mediation and Judicial Dispute Resolution (Part II)*, オンラインにて <<http://www.pdrci.org/2011/11/20/part-2-the-revised-rules-on-court-annexed-mediation-and-judicial-dispute-resolution/>> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>137</sup> Ibid.

<sup>138</sup> Ibid.

<sup>139</sup> Congress, 脚注 128.

<sup>140</sup> PMC, 高等裁判所における調停, オンラインにて <<http://www.pmc.org.ph/mediation-in-the-court-of-appeals.htm>> (2013年2月20日にアクセス).

## 2. 一般的なADRプロセスの適用と執行

### 仲裁

フィリピンにおいて実施される仲裁手続きは、当事者が定めた仲裁規則を採用することが出来る。当事者が定めた規則が、特定の手続きにおいて採用されなかった場合は、原則として2004年ADR法規定(そして、国内仲裁用仲裁法及びUNCITRAL国際商事仲裁モデル法)が適用される。

当事者仲裁手続きを実施する際、国際的基準として利用される、国際的基準組織的仲裁用ICC仲裁規則、もしくはアドホック用UNCITRAL仲裁規則の適用を選択することが出来る。<sup>141</sup>しかし近年、より多くの当事者がPDRCI仲裁規則の適用を選択した<sup>142</sup>

PDRCIは、自らが定めたモデル仲裁条項を、商事契約内に含むことを当事者に規定する

### 調停

フィリピンにおける全ての調停手続き概要(CAM、JDR及びACMを含む)は、<http://pmc.judiciary.gov.ph/mediation-process-overview.htm>にて入手出来る<sup>143</sup>

フィリピンは自ら定めた調停モデル条項を有していない。PMC及びPHILJAも同様のモデル条項の規定をしていない。

---

<sup>141</sup> Ibid.

<sup>142</sup> Ibid. PDRCI 仲裁規則のコピーはオンラインにて入手可能<<http://www.pdrcci.org/rules/>> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>143</sup> フィリピンの調停手続きに関する情報はオンラインにて入手可能<[http://www.congress.gov.ph/download/researches/rrb\\_0302\\_1.pdf](http://www.congress.gov.ph/download/researches/rrb_0302_1.pdf)> (2013年2月20日にアクセス).

## 知的財産特有の ADR 制度

### 1. フィリピンにおける知的財産法と ADR 機関

フィリピン知的財産庁(“IPOP HL”)は、フィリピンにおける知的財産関連規制の実施と執行する官庁である。<sup>144</sup>

### 2. 知的財産特有の ADR 制度と構造

IPOP HLは、2001年4月24日に発布された紛争解決部の変更規則に次いで、2001年5月より文章・情報・技術転移事務局紛争解決部を通じて、調停サービスの提供を始めた。<sup>145</sup> IPOP HLは現在、フィリピンにおける知的財産紛争手続きの仲裁と調停両方のサービスを提供している。

2011年12月9日付け庁令208号2011シリーズに準じて、IPOP HLの仲裁局と調停局は再構成され、現在はIPOP HL ADRサービス(“ADRS”)として知られている。<sup>146</sup> この目的は、IPOP HL後援のもと、ADR機構行政の効率性をより高めるためだ。<sup>147</sup>機能範囲は、以下の通り：

- (a) IPOP HLによって公布された規制、規則、政策に従った ADRS の執行
- (b) 規制、規則、政策の草案；および
- (c) 知的財産判例におけるADR実施と開発に関連した、受容能力/能力、提携、パートナーシップ及び類似活動もしくは機能<sup>148</sup>

### 3. 知的財産特有の ADR プロセスの適用と執行

IPOP HL仲裁と調停手続きの手続き規則は、庁令61号2011シリーズ及び庁令154号シリーズ2010それぞれにおいて定められている。<sup>149</sup>

ADRS は自らが定めた、当事者が商事契約に含める、モデル仲裁そして調停条項を有していない。

---

<sup>144</sup> IPOP HL, オンラインにて<<http://www.ipophil.gov.ph/>> (accessed at 20 Feb 2013).

<sup>145</sup> IPOP HL, *ADR for IP Disputes*, オンラインにて<<http://www.ipophil.gov.ph/index.php/ip-cases/about-adr>> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>146</sup> IPOP HL, *Restructuring of the Arbitration Office and Mediation Office at IPOP HL*, オンラインにて<<http://www.ipophil.gov.ph/images/IPCases/office%20order%20no.%20208%20restructuring%20the%20Arbitration%20services.pdf>> (2013年2月20日にアクセス).

<sup>147</sup> Ibid.

<sup>148</sup> Ibid.

<sup>149</sup> 仲裁と調停各手続き規制のコピーはオンラインにて入手可能<<http://www.ipophil.gov.ph/index.php/ip-cases/alternative-dispute-resolution-laws-and-rules>> (2013年2月20日にアクセス).

経済産業省委託  
**ASEAN**における知的財産案件 **ADR**  
(裁判外紛争処理) に関する調査報告書

発行  
日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力  
**ATMD** バード&バード法律事務所

**2013年4月発行 禁無断転載**

本冊子は、**2012**年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った **ATMD** バード&バード法律事務所が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。